

神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村が実施する減災事業及び地域防犯カメラ設置事業に対し、予算の範囲内において神奈川県市町村地域防災力強化事業による補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 補助対象個別事業 補助対象事業を構成する個別事業。
- (2) 補助対象個別事業費 補助対象個別事業ごとに要する経費。

(補助の対象)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とし、その範囲等は別に定める。

- (1) 住宅搖れ対策事業
 - ア 耐震診断事業
 - イ 耐震改修事業
 - ウ 一部屋耐震化事業
 - エ 不燃化改修事業
 - オ 感震ブレーカー等設置事業
- (2) 津波対策事業
- (3) 消防団等強化対策事業
 - ア 消防団強化事業
 - イ 消防団車両整備事業
 - ウ 自主防災組織強化事業
- (4) 消防広域化事業
 - ア 消防広域化施設等整備事業
 - イ 消防の連携・協力事業
- (5) 消防県内広域応援事業
- (6) 風水害対策事業
- (7) 通常事業
- (8) 特別対策事業
- (9) 市航空消防隊運航事業
- (10) 地域防犯カメラ設置事業
- (11) 消防救急デジタル無線共通波更新事業
- (12) 能登半島地震を踏まえた緊急対策事業

(補助額の算出方法等)

第4条 補助金の額は、別表第1の補助対象事業ごとに算出した補助金充当可能額を合算した額とする。

2 補助金充当可能額の算出過程及び算出した補助金充当可能額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(補助額の限度額)

第5条 第3条第1号から第3号まで、第6号及び第7号、第10号、第12号の補助対象事業に係る補助金を合算した市町村ごとの額は、別表第2に掲げる額を限度とする。

2 前項の規定に加え、第3条第2号、第3号及び第7号の補助対象事業に係る補助金を合算した額は、前項別表第2に掲げる各限度額の2分の1を限度とする。ただし、津波対策計画を提出した市町村にあっては同条第2号の補助対象事業に係る補助金を、消防団充実強化計画を提出した市町村にあっては同条第3号ア及びイの補助対象事業に係る補助金を、自主防災組織充実強化計画を提出した市町村にあっては同条第3号ウの補助対象事業に係る補助金を前述の限度額の対象から除く。

3 第3条第9号の補助対象事業に係る補助金の額は、各市につき7,000万円を限度とする。

4 第3条第10号の補助対象事業に係る補助金の額は、全市町村合計で4,000万円を限度とする。

5 第3条第11号の補助対象事業に係る補助金の額は、県内市町合計で2,300万円を限度とする。

(申請書の提出期日等)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村は、知事が指定する期日までに、規則第3条第1項の規定による神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金交付（変更交付）申請書（第1号様式）（以下「交付（変更交付）申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする市町村は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象個別事業の内容又は交付決定額の基礎となった補助対象個別事業費に変更が生じた場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、補助対象事業に要する経費の10%以内に相当する額以内の変更については、この限りでない。
 - (2) 補助対象個別事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 補助対象個別事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助対象個別事業の遂行が困難となった場合は、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金事業遅延等報告書（第2号様式）により、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助金の交付を受けた市町村が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第14条と同一の条件を付さなければならない

(変更の承認)

第8条 前条第1項及び第2項に規定する場合で、補助金の額に変更が生じる市町村は、交付（変更交付）申請書を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により、申請の取り下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定により、交付決定事業の施行状況及び経理状況の報告を求められた市町村は、知事が指定する期日までに、知事に神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金実施状況報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、知事が指定する期日までに、神奈川県市町村地域防災力強化支援事業費補助金実績報告書（第4号様式）により知事に提出しなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金消費税仕入控除税額報告書（第

5号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、「総務省所管補助金等交付規則」(平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号)第8条に準拠するとし、その他のものについては次のとおりとする。

(1) 不動産及びその従物10年

(2) その他のもの5年

- 2 前項に定める期間内に、補助金の交付により取得した財産を処分する場合の取扱いについては、別に定める基準による。

(書類の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた市町村は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助対象個別事業完了の翌年度から10年間整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 神奈川県市町村消防防災力強化事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日施行)及び神奈川県市町村減災推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月1日施行)は平成28年3月31日をもって廃止する。
- 3 前項の規定に関わらず、神奈川県市町村消防防災力強化事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日施行)及び神奈川県市町村減災推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月1日施行)に係る平成27年度以前の事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。